

大崎市告示第 152 号

大崎市介護保険料還付充当通知書等の公示送達について

次の者は、住所等不明のため介護保険料納入通知書等を送達することが出来ないので、
地方税法第 20 条の 2 及び介護保険法第 143 条の規定により公示送達する。

当該書類を大崎市総務部税務課内に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、
いつでも交付する。

以上、告示する。

令和 8 年 9 月 15 日

大崎市長 中島 源陽



記

送達を受けるべき者 別紙

公示送達者

整理番号	世帯主名（被保険者）	通知番号	種類	公示送達 実施月日
12	保科 アキコ	2991021	還付充当通知書(還付番号: 5080160)	9月15日
13	平野 すめ子		介護保険料額決定通知書兼 特別徴収(年金天引き)通知 書	9月15日
14	佐々木 信子		介護保険料額納入通知書	9月15日
15	山口 恵子		介護保険料額納入通知書	9月15日
16	伊藤 義也		介護保険料額決定通知書兼 特別徴収(年金天引き)通知 書	9月15日
17	伊藤 公子		納入通知書(介護保険料額 変更通知書)兼特別徴収中 止通知書	9月15日

